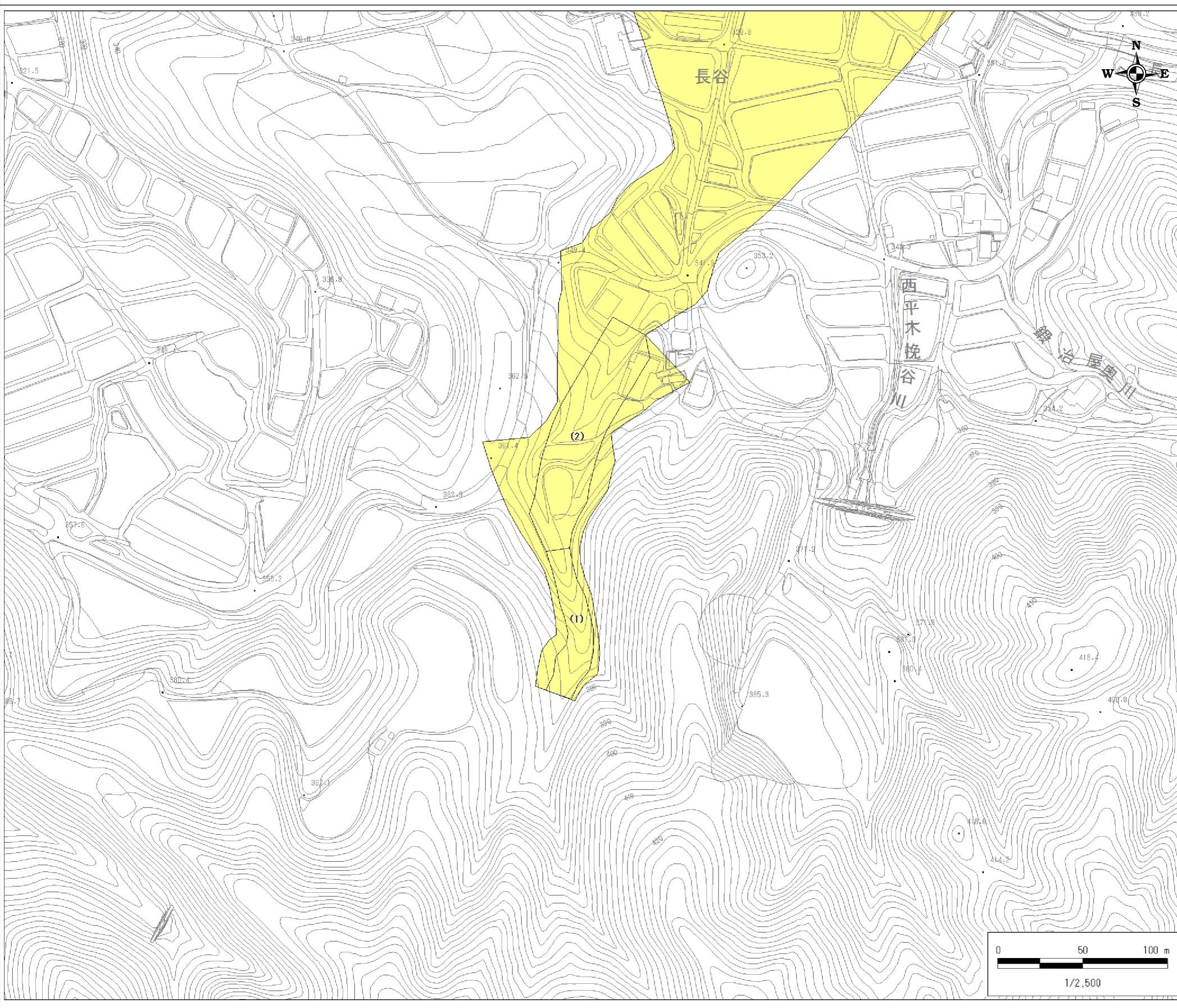
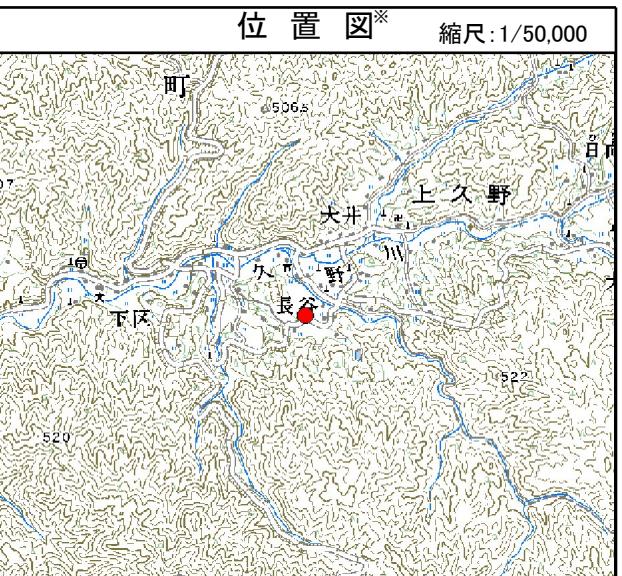


## 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図

縮尺: 1/2,500



自然現象の種類	土石流
基礎調査番号	132361A660406063
箇所名	西平木挽谷
所在地	雲南市大東町上久野



\*この地図は、国土地理院の数値地図50000(地図画像)を使用したものである。

### 区域図凡例

<span style="background-color: yellow; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	土砂災害警戒区域
<span style="background-color: red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	土砂災害特別警戒区域 ((数字)は区分番号)
<span style="background-color: black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	土石流の高さが1mを超える区域
<span style="background-color: black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	建築物に作用すると予想される力が50kN/m <sup>2</sup> を超える区域
<span style="background-color: purple; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	建築物に作用すると予想される力が50kN/m <sup>2</sup> 以下の区域
<span style="background-color: orange; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	それ以外の区域
道路区域は除く	

### 土石等の力の大きさの表示

区分番号	(A)	(B)	区分番号	(A)	(B)
( 1 )	44.3	1.3			
( 2 )	21.7	0.9			

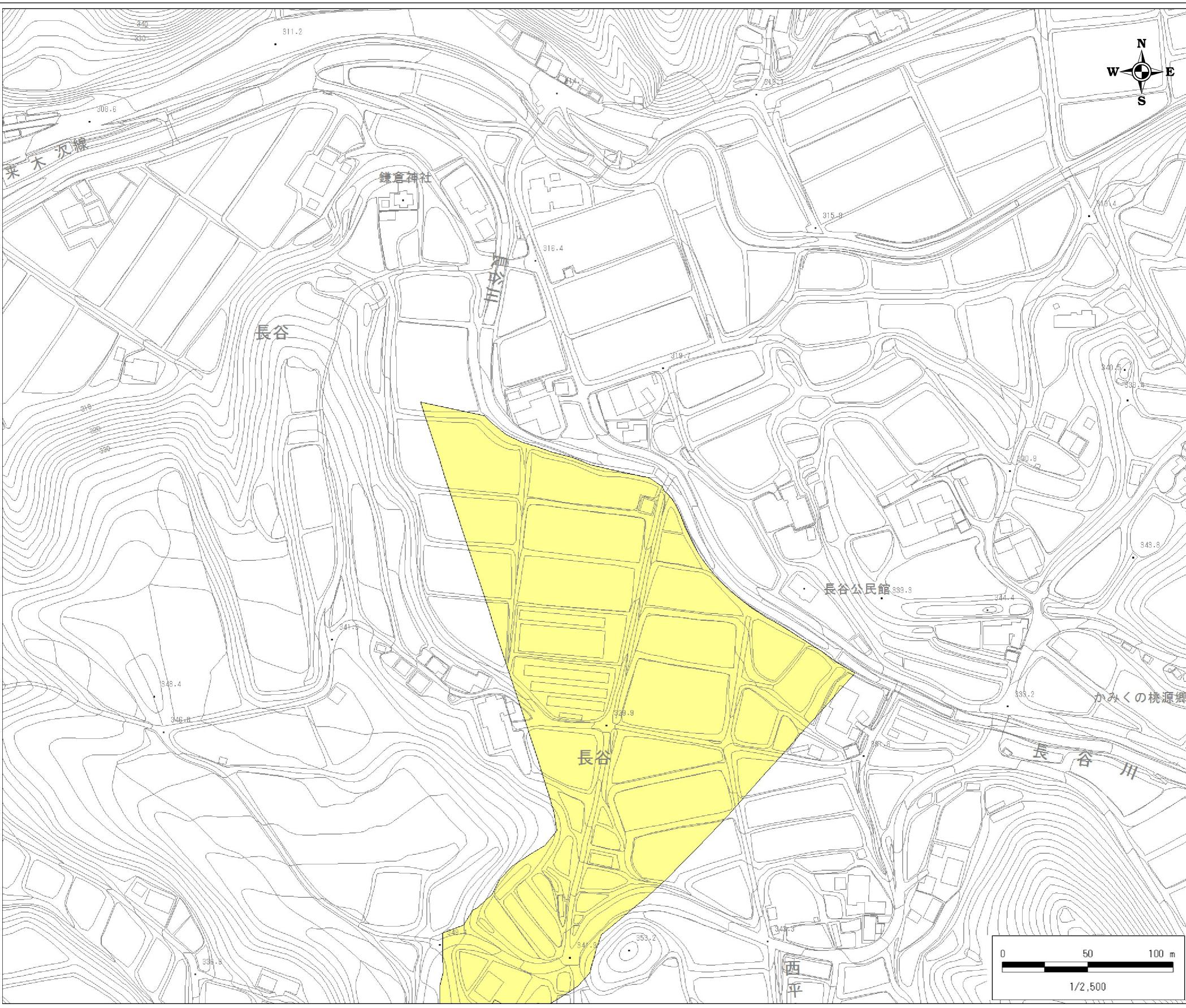
力の区分表記の説明
(A) 土石流により建築物に作用すると想定される力のうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )
(B) (A)が当該建築物に作用する場合の土石流の高さ (m)

### 告示履歴

告示年月日	
告示番号	
告示年月日	
告示番号	

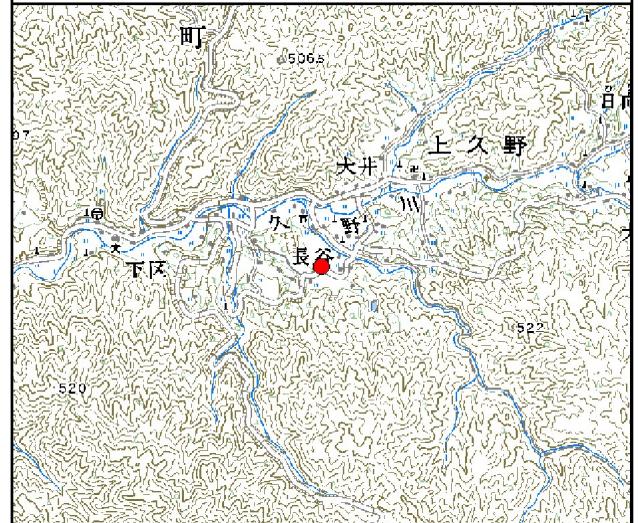
## 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 地図

縮尺: 1/2,500



自然現象の種類	土石流
基礎調査番号	132361A660406063
箇所名	西平木挽谷
所在地	雲南省大東町上久野

位 置 図<sup>\*</sup> 縮尺:1/50,000



※この地図は、国土地理院の数値地図50000(地図画像)を使用したものである。

区域図凡例

土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域 ((数字)は区分番号)	
土石流の高さが1mを超える区域	建築物に作用すると予想される力が 50kN/m <sup>2</sup> を超える区域
	建築物に作用すると予想される力が 50kN/m <sup>2</sup> 以下の区域
	それ以外の区域

#### 十石等の力の大きさの表示

区分番号	(A)	(B)	区分番号	(A)	(B)
( 1 )	44.3	1.3			
( 2 )	21.7	0.9			

**力の区分表記の説明**  
(A) 土石流により建築物に作用すると想定される力のうち最大のもの (kN/m<sup>2</sup>)  
(B) (A)が当該建築物に作用する場合の土石流の高さ (m)

告示履歴

告示年月日	
告示番号	
告示年月日	
告示番号	

※「土石等の力の大きさの表示」欄で表示される数値は、実数値（計算値）を小数第二位で四捨五入したものです。  
そのため、凡例で区分している数値の境界値付近では、凡例の説明と表示数値が一致しない場合があります。

そのため、凡例で区別している数値の境界値附近では、凡例の説明と表示数値が一致しない場合があります。  
 例1） 土石流の高さの計算値が 1.01m の場合、四捨五入により 1.0m と表示されますが、実際は1mを超えるため、「土石流の高さが1mを超える区域」に該当します。  
 例2） 「土石流の高さが1mを超える区域」のうち、建築物に作用すると予想される力の 計算値が 50.01 kN/m<sup>2</sup>の場合、四捨五入により 50.0 と表示されますが、実際は50kN/m<sup>2</sup>を超えるため、「建築物に作用すると予想される力が50kN/m<sup>2</sup>を超える区域」に該当します。

2 / 2

島根県